

軽井沢町地域猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫（特定の者によって所有されていないことが明らかである猫をいう。次条第1号において同じ。）の増加を防止するとともに、地域猫活動を支援することにより地域猫の適切な管理を促進し、もって住民の快適な生活環境の保持を図るため、予算の範囲内において、地域猫に対して施す繁殖制限手術に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫活動 町内の一定の地域に生息する飼い主のいない猫について、その生息状況を把握するとともに、繁殖制限手術を施し、並びに周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理並びに周辺的生活環境の保全を行う活動をいう。
- (2) 地域猫 地域猫活動により管理されている猫をいう。
- (3) 繁殖制限手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術並びにこれらの手術と同時に行われる当該手術を受けた猫であることを判別するために片方の耳の先端をV字型に切除する処置をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域猫に対し繁殖制限手術を施そうとする者であって、その費用を負担するものであること。
- (2) 繁殖制限手術を施そうとする地域猫に係る地域猫活動（以下この号及び次号において「対象活動」という。）を行う者であって、対象活動について、次に掲げる者の同意を得ているものであること。
 - ア 対象活動を行う場所（給餌する場所等を含む。）が属する区の区

長又はこれに準ずる者

イ 対象活動において給餌する場所等の土地の所有者、占有者又は管理者

(3) 次に掲げる事項を遵守すること。

ア 繁殖制限手術を施した地域猫を屋内において終生飼養（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条第4項に規定する終生飼養をいう。）をする者へ譲渡するよう努めること。

イ 繁殖制限手術を施した地域猫を従前の生息場所に戻す場合には、引き続き当該地域猫に係る地域猫活動を行うこと。

(4) 猫の繁殖を業として行っている者でないこと。

(5) 属する世帯の全ての世帯員が、町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、繁殖制限手術に要した費用の額とし、雌猫にあつては1匹につき20,000円、雄猫にあつては1匹につき10,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該繁殖制限手術に要する費用に対し、町その他の団体が行う他の制度による助成を受けるときは、補助金を交付しない。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に、地域猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 地域猫活動の概要（様式第2号）

(2) 地域猫活動に係る土地所有者等の同意書（様式第3号）

(3) 地域猫活動に係る区長等の同意書（様式第4号）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助金の対象となる繁殖制限手術を行おうとする年度の1月31日までに行わなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、第5条第1項の規定による申請があつたときは、その内

容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査を行うに当たっては、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定による補助金を交付する決定（以下この条及び第10条において「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、繁殖制限手術を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、地域猫繁殖制限手術実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 手術記録票（様式第6号）

(2) 繁殖制限手術に係る領収書及び内訳書の写し

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による審査について準用する。

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、地域猫繁殖制限手術費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(地域猫活動に関する資料の提供)

第11条 補助事業者は、町長から地域猫活動による効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

(免責)

第12条 町長は、補助金の対象となる繁殖制限手術の実施に関連して生じた事故及び紛争については、その責めを負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。